

Vitality プラン会員契約に関する重要事項説明書

この「Vitality プラン会員契約に関する重要事項説明書」(以下「本説明書」といいます。)は、お客様が、住友生命保険相互会社(以下「住友生命」といいます。)が提供する Vitality 健康プログラムの会員特典として、当社が提供する「Vitality プラン会員」(以下「Vitality プラン会員」といいます。)へのお申込みにあたり、Vitality プラン会員の提供条件・契約条件の一部として、その重要な事項を定めるものとなります。

お客様は、Vitality プラン会員の申込みにあたり、本説明書の内容を確認し、ご同意の上、申し込むものとします。

1	Vitality プラン会員の入会資格	住友生命の Vitality 健康プログラム契約に加入済で、なおかつ、当該契約に基づく Vitality 利用料の未納・支払遅延がなく、当社が別に定める会員規約の入会資格を満たす者						
2	Vitality プラン会員の利用可能施設	当社が別途定める全国のスポーツクラブ(以下「当社施設」といいます。)を、利用回数の制限なく、利用することができます。利用可能な当社施設は、以下よりご確認ください。 【当社施設一覧】 https://sess.s-re.jp/lp/vitalitysumitomolife/						
3	Vitality プラン会員の会費 (特典)	Vitality プラン会員の会費(月会費)は、下表のとおりとなります。 <table><tr><th>運 用 期 間</th><th>Vitality プラン会員向け会費(月額)</th></tr><tr><td>利用開始月※から 12 か月間</td><td>8,910 円(消費税等込み)</td></tr><tr><td>13 か月目以降</td><td>10,230 円(消費税等込み)</td></tr></table> ※「利用開始月」とは、入会手続き時にお客様が選択した、Vitality プラン会員に基づく当社施設の利用開始日(会員資格の発効日)が属する月をいい、本説明書において同じ。	運 用 期 間	Vitality プラン会員向け会費(月額)	利用開始月※から 12 か月間	8,910 円(消費税等込み)	13 か月目以降	10,230 円(消費税等込み)
運 用 期 間	Vitality プラン会員向け会費(月額)							
利用開始月※から 12 か月間	8,910 円(消費税等込み)							
13 か月目以降	10,230 円(消費税等込み)							
4	会費に関する注意事項	・Vitality プラン会員は、Vitality 健康プログラムの会員特典として、全国の当社施設が利用可能な通常会員の会費価額から割引された価額 10,230 円(税込)で利用いただけます。 ・また、初回の契約に限り、利用開始月から 12 か月間に限り、8,910 円(税込)で利用できます。 ・月の途中で利用開始された場合も、利用開始日の月の末日をもって1か月として計算し、当該割引の適用期間は 12 か月となります。 ・適用期間経過後の、会費価額の変更について、当社から個別のお知らせはございませんので、支払い金額の変更については、十分ご注意ください。 ・利用開始月から 12 か月以内に Vitality プラン会員を退会し、その後再入会する場合の会費価額は、10,230 円(税込)となります。12 か月経過後の退会、再入会も同様となります。 ・当社の他の割引キャンペーンとの併用はできません(入会特典は別途設定される場合があります)。						
5	Vitality ポイントの獲得・付与の方法	・お客様は、住友生命が定める「Vitality ポイント獲得ガイド」に従い、当社施設を利用し、運動をすることにより、1 日あたり 60 ポイントの Vitality ポイントを獲得できます。ただし、Vitality ポイント獲得ガイドに定める他の運動の実施状況によっては、当社施設を利用し、運動を行った場合でも、Vitality ポイントを獲得できない場合があります。 ・Vitality ポイントを獲得するためには、当社施設を利用する都度、会員証を専用の機械にチェックインする必要があります。但し、当社施設の一部の施設では、Vitality ポイントを獲得するために、会員証によるチェックインに代えて、Vitality アプリがインストールされているスマートフォンにてポイントパネルによる認証を実施する必要があります。なお、1 日に複数回入館し、チェックインをした場合、又はポイントパネルによる認証を実施した場合でも、当該日において付与されるポイントは「60 ポイント」となります。 ・会員証を忘れた際は、フロントスタッフまでお声掛けください。 ・チェックイン忘れ、ポイントパネルによる認証忘れやシステム障害で、チェックインできなかった場合等、Vitality ポイントが付与されない場合があります。この場合においても、当						

		社は、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、Vitality ポイントの付与に関する何ら一切の結果責任、保証責任を負わず、お客様に対する補償を行いません。 ・住友生命との Vitality 健康プログラム契約の契約終了日以降は、当社との Vitality プラン会員契約が存続しているか否かに関わらず、当社施設を利用しても Vitality ポイントは付与されませんのでご注意ください。
6	Vitality プラン 会員の資格喪失・ 契約終了	・お客様に、次に定める事由が発生した場合、Vitality プラン会員の会員資格は喪失され、お客様と当社との Vitality プラン会員契約も自動的に終了します。 ①住友生命の Vitality 会員を解約し、退会した場合 ②住友生命との Vitality 健康プログラム契約が消滅(解約・失効等を含みます)し、契約終了した場合 ③当社の会員規約で定める除名処分や会員資格の喪失事由に該当した場合 ・Vitality プラン会員の退会(契約終了)時期は、上記に記載した退会(契約終了)事由により異なります。 ・住友生命との Vitality 健康プログラム契約の契約期間と、当社との Vitality プラン会員契約の契約期間は異なり、会費の支払い終了時期も異なりますので、ご注意ください。
7	Vitality プラン会員 終了後の当社施設の 利用	・お客様が、引き続き当社施設の利用継続を希望する場合、Vitality プラン会員の終了月(退会月)の末日までに、別途再入会の手続きを行う必要があります。
8	個人情報の取り扱い について	・当社は、お客様から取得しました個人情報を、以下に定める利用目的、範囲等において、共同利用者との間で相互に連携し、共同利用いたします。 【共同利用者】 住友生命保険相互会社 【共同利用する個人情報の内容】 ①会員(識別)番号、②氏名、③性別、④生年月日、⑤機微(センシティブ)情報、⑥当社施設の利用回数・運動履歴等 【共同利用の目的】 ①Vitality プラン会員の加入資格の管理のため ②Vitality 健康プログラム会員特典(Vitality ポイントを含む)や健康評価等の利用・確認のため 【共同利用する個人情報の管理責任者】 株式会社ルネサンス
9	その他契約条件等	・Vitality プラン会員の利用に関する契約条件は、本説明書に定める内容の他、当社が別に定める「会員規約」の内容が契約条件として適用されます。 ・お客様から取得する個人情報は、会員規約で定める内容の他、当社の個人情報保護方針および前記共同利用に関する定めに従い、取り扱います。 ・Vitality プラン会員は、当社が提供するオプションサービスの一部について、加入または利用できない内容が一部あります。詳細は、フロントスタッフへご確認ください。 ・Vitality 健康プログラムに関するご質問・お問い合わせは、住友生命での対応となります。

以上

2023 年 10 月 1 日改訂施行
2025 年 4 月 1 日改訂施行
2026 年 4 月 15 日改訂施行
2026 年 10 月 1 日改訂施行